

優秀運転者顕章規程

昭和44年11月20日理事会決定
平成24年 4月 1日改 定
平成27年12月 3日改 定
平成28年 6月30日改 定

(目 的)

第1条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

(顕章を贈る者)

第2条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

(顕章の種類)

第3条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

(顕章の贈呈基準および受章資格)

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
- (2) 銀十字章 満10年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

(受章候補者の推薦)

第5条 都道府県会長は、前条の定めに適合し、かつ第1条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

(受章候補者の推薦期間)

第6条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

(受章者の選考)

第7条 受章者は第5条第1項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

(顕章を贈る方法等)

第8条 この顕章は毎年1回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

(顕章の取消)

第9条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

2 前項の場合の事故の基準については、第4条第2項を準用する。

3 第4条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

(重複受章の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

(委 任)

第11条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。